

子供が安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *学校教育目標「たりほ かしこく すこやかに」を目指して、学校生活を安心して送るためには、いじめは絶対にあってはならないこと、人間として許されないことであるということ、子供・保護者・地域・教員に強く訴えていく。
- *子供が主体的に参加し活躍できる授業づくり・自治力を育む特別活動づくりに取り組み、子供が安心安全な学校生活を送る中で、十分に自分らしさを伸ばしていくことができるように努める。
- *どの子供も、かけがえのない存在であるという観点から、温かな関わりを基本に子供に接していく。
- *健やかで、たくましい子供を育て、心の通じ合う、温かな人間関係を築いていくために、ふじえだ型ピア・サポートを推進していく。

【未然防止】

- *授業をはじめ、日々の活動の中で、児童一人一人のよさや頑張りを見取り、褒め励ましていく。
- *いじめに対して教職員全員の共通理解を図る。
- *表面的な表れだけでなく、その児童の背景や環境にも目を向け、多面的・多角的な児童理解を図る。
- *教員と児童・保護者、それぞれに良好な関係を築く。
- *ふじえだ型ピア・サポートの推進。
- *自治的な集団作り、異年齢集団による交流活動、ペア読書、福祉活動、人間づくりプログラムの実施。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- ・学年担任制の高学年は、担任が学級を見守る時間が減ったため、教員間で児童の情報共有を図った。児童が自らよりよい関係をつくっていきけるよう、授業や特別活動を通して、特に「自治力」を高めていくようにしていったが、今後も継続していきたい。

【早期発見】

- *児童との信頼関係を築き、日常生活の中での児童の様子の小さな変化を見逃さない。
- *休み時間の児童との触れ合いや日記指導などで児童の実態を基に、児童の思いを知り、交友関係や悩みなどの児童の状況を把握する。
- *いじめに関するアンケート調査を行い、児童の声に耳を傾ける。
- *スクールカウンセラーや保健室をはじめ、相談体制を確立し、児童の悩みや相談に全職員が対応する。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- ・教員と児童の関係は良好なものになってきている。スクールカウンセラーへの児童からの相談も増えているので、今後も相談し易い環境づくりに努めていきたい。

【早期対応】

- *いじめの通報を受けたり、いじめを受けていたりすると思われるときは、速やかに事実の確認を行い、認知したら市教委へ報告する。
- *いじめを認知した場合、担任一人で対処せず、ケース会議を開き、チームで対応していく。
- *対応後は、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者へ連絡をとり、事情を説明するとともに再発防止策を全職員で行っていく。
- *いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送れるように、心理的に支援をするとともに、班替えなどの物理的な対応も行う。また、いじめを行った児童の指導では、その背景を探ることも忘れない。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- ・いじめの認知後には、担任だけでなく、学年主任・生徒指導主任・教頭などで対応を考え、チームで指導を行うことができた。今後も複数職員で対応し、報告・連絡・相談を密にしていきたい。

【PTAや地域との連携】

- *市からの「家庭で心掛ける五ヶ条」や「高洲すこやか三ヶ条」などの内容を保護者に広めていく。
- *連絡帳などを活用して保護者と連絡を取り合い、保護者とのつながりを深め、信頼関係を築く。
- *定期的な教育相談だけでなく、常時、相談を受け入れ、保護者の声や悩みに受容的な姿勢で臨む。
- *保護者や地域に対して、児童の様子に目を配り、いじめの情報を得た場合は学校へ連絡するように依頼する。また、ネットの問題について知らせ、児童や保護者に情報モラル、インターネットの正しい活用を啓発する。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *いじめは誰にでも起こりうるものとして、児童自らがいじめについて向き合えるような学級活動を、学級の実態に応じて意図的に設定する。
- *児童自らが、主体的にいじめの防止に取り組む児童会活動・学級会活動を支援していく。

【いじめ対策委員会】

委員

- ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任 養護教諭、学年主任
- ・PTA 代表者（会長）、地区代表者
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【職員研修・指導体制】【取り組み等の点検】

- *生徒指導研修として、事例検討会を行い、いじめについての理解を深める。
- *学級担任だけで対応せず、学年主任、教頭、生徒指導主任などに連絡・相談をして、3人以上で対応を検討し、行っていく。さらに管理職に状況の報告をするとともに、必要に応じて全職員が情報を共有して組織的に対応する。
- 【取組等の点検】
- *1月に行う学校評価だけでなく、各ステージの指導部会の中で対応等について検討していく。

【関係機関との連携】

- ・スクールカウンセラーの助言をもとに、いじめを受けた児童、いじめを行った児童への支援、指導を行う。
- ・重大な事例、及び犯罪行為として取り扱うと判断したときは、市教委の指導のもとに児童相談所や警察署へ通報する。